平成２６年（フ）第１３５号
東京都中央区勝どき２丁目４―７　デ・リード勝どき1003号、住民票上の住所大分県別府市石垣東10丁目２番16―1404号　ＡＲＣ別府ホームズ
債務者　深瀬　町子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７号
函館市深堀町２番８号
債務者　東　　直美（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　奨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５５号
香川県高松市田村町324番地５　ハイツ増田Ｂ201号室
債務者　米田　浩幸
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０４号
山梨県甲府市大里町3642番地１　レストハイムＮＨ101号室
債務者　角田　　健
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　清明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
山梨県甲府市朝気１丁目９番21号
債務者　窪田　祐美
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
滋賀県高島市安曇川町田中616番地　第３コーポコウトク９号、前住所滋賀県高島市新旭町藁園2547番地２
債務者　中島　輝生
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三田村　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４４号
神戸市須磨区車字長者平904番地の１　市住２―508号、従前の住所神戸市長田区長者町２番１号
債務者　糟谷　享子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３号
岡山市北区奥田１丁目７番10号　ベクトルガーデン奥田205号室
債務者　瀧下　政美
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥津　　晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
福島県郡山市島１丁目６番11号　メゾン・ド・ブリーク102号
債務者　寅澤　君男
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　一政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
熊本県上益城郡益城町大字福富576番地10
債務者　西本　明礼
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９７号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目13番29号　ビュークレスト弐番館303
債務者　橋本　　洋
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
埼玉県草加市八幡町1287番地５　Ｐｏｒｔａｓｏｌｅ―101号、旧住所埼玉県越谷市花田４丁目20番地31
債務者　浦野　貞夫
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
長野県上田市神畑989番地１
債務者　神林　竜也
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第８９号
埼玉県羽生市西３丁目８番16号
債務者　田島　昌宏
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下三佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８６７号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目３番９号
債務者　工藤　　敦
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　迅生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９号
愛知県豊田市美里１丁目８番地６　サープラスⅡフリーデン202号、前住所愛知県豊田市丸山町７丁目28番地
債務者　谷口　正司
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　克俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係